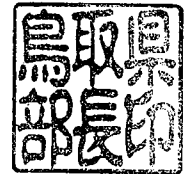


各金融機関の長  
各市町村制度金融担当部（課）長  
各商工会議所会頭  
鳥取県商工会連合会会長  
各商工会会長  
鳥取県中小企業団体中央会会長  
鳥取県信用保証協会会長  
公益財団法人鳥取県産業振興機構代表理事理事長

様

鳥取県商工労働部長



鳥取県災害等緊急対策資金指定通知書

鳥取県災害等緊急対策資金制度要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき下記のとおり指定を行ったので、同条第2項の規定に基づき通知します。

（担当：企業支援課金融担当 岩田、清水

電話：0857-26-7453 ファクシミリ：0857-26-8117）

記

- 1 指定した災害等  
平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震
- 2 指定期間  
平成30年6月19日から平成31年3月31日まで
- 3 追加する融資対象者の要件  
なし
- 4 融資限度額  
2億8千万円

5 融資条件の特例（保証料率の特例）

要綱第10条第1項の規定により、融資条件の特例として、保証料率を次のとおりとする。

（単位：％）

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23

※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35％とする。

【参考：制度要綱抜粋】

（災害等の指定）

第3条 この資金の対象となる災害等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び県内の中小企業者等の経営の安定に深刻な影響を及ぼす突発的な事故等のうち、商工労働部長の指定を受けたもの（以下「指定災害等」という。）とする。

2 商工労働部長は、前項の規定による指定を行ったときは、鳥取県災害等緊急対策資金指定通知書（様式第1号）により、保証協会、商工団体、取扱金融機関及び市町村に通知するものとする。

（融資対象者）

第4条 この資金の融資の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当することについて商工団体の確認（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定に該当し、同項の規定による市町村の認定を受けようとする場合は当該認定）を受けた中小企業者等とする。

- (1) 指定災害等により事業の用に供する施設、設備、製品又は原材料等に被害を受けた者
- (2) 指定災害等により最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者
- (3) その他必要により商工労働部長が別に定める要件に該当する者

（融資条件の特例）

第10条 県は、第3条第1項の規定による指定ごとに、商工労働部長が特に必要と認めるときは、第5条の規定にかかわらず、資金の用途、融資期間、融資利率及び保証料率の特例を設けることができる。

2 前項の特例の内容は、第3条第2項の通知に併せて保証協会、商工団体、取扱金融機関及び市町村に通知するものとする。